

コンプライアンス管理規程

株式会社レキオス

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、株式会社レキオスのコンプライアンスに関し必要な事項を定めることにより、すべての役職員等が法令等を遵守し、持続可能な社会の実現に向けた高い倫理性を保持して業務を遂行する態勢（以下「コンプライアンス態勢」という）を確立し、株式会社レキオスの適正な事業運営と健全な発展を図ることを目的とする

（定義）

- 第2条** この規程において「コンプライアンス」とは、法令等を遵守するとともに、法令の目的である社会的要請、社会通念、社会倫理及び環境・人権への配慮（ESG）等を尊重して行動することをいう
- 2 この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（告示、通知を含む）条例並びに定款、自主行動基準及び各種規程、業界自主規制並びにこれらに関連する通知等明確に文章化された社会ルールをいう。
- 3 この規程において「役職員等」とは、役員、正社員、契約社員、パートタイマー、アルバイトその他会社の業務に従事する者をいう。

（役職員等の責務）

- 第3条** 役職員等は、業務活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが業務活動の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有する。
- 2 役職員等は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、それを活かし、業務活動を発展させることにより、定款に定める目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

第2章 基本方針及び組織

（基本方針等）

第4条 株式会社レキオスは、事業を適正に遂行するため、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 事業活動において法令、定款及び社内規程を遵守し、社会規範に則った企業活動を行うこと。
- (2) コンプライアンスを推進するために必要な組織体制を整備すること。
- (3) コンプライアンス責任者を置き、本規程に基づく適正な事業運営を確保すること。
- (4) 取締役会は、コンプライアンス体制の確立及び維持のため、必要な事項を決定すること。

2 当社は、コンプライアンスを全社的に推進するため、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（コンプライアンス委員会の所掌事務）

第5条 コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本方針、マニュアル又はコンプライアンスに関する諸規定の立案
- (2) 第14条に規定するコンプライアンス実践計画の立案
- (3) 第15条に規定するコンプライアンス指導指針の策定その他この規程に基づいて委員会が行うこととされた事務
- (4) 情報管理（関係法令等改正及び自治体の指導指示の把握、社内外の情報の収集及び提供、コンプライアンスに関する記録及び文書の管理基準の決定等）
- (5) コンプライアンスに係る研修の企画及び立案並びに実施状況の定期的な把握
- (6) その他コンプライアンスに係る重要な事項についての調査、企画及び立案

（コンプライアンス責任者）

第6条 取締役会は、コンプライアンスを推進し役職員等の適切な職務執行が図られるよう、役員のうち一人をコンプライアンス責任者（以下「責任者」という。）として指名する。

2 責任者は、委員会の委員となる。

（コンプライアンス統括部門）

第7条 事業本部にコンプライアンス統括部門（以下「統括部門」という。）を置く。

- 2 統括部門は責任者の指揮命令の下に、コンプライアンスを推進するため、業務活動の公正な遂行の確保その他コンプライアンスに関する業務を行う。
- 3 統括部門は、コンプライアンスを徹底する観点から、コンプライアンスの状況について継続的なモニタリング（以下「モニタリング」という。）を行う。

(関連部門の連携)

第8条 統括部門は、コンプライアンスに関連する各種の情報が所在する部門と連絡及び連携を密接にしなければならない。

- 2 管理者は、担当者、苦情処理を担当する者又は生活相談員等との間で、必要な連携を図り、必要な情報の収集及び支援を行う。

第3章 コンプライアンスの推進

(法令等の遵守)

第9条 役職員等は、業務活動又は経理事務の執行等に当たり、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。

- 2 役職員等は、計画・立案、申請、実施、報告等の業務活動又は経理事務の遂行等の各過程において、本規程の趣旨に沿って誠実に行動するものとし、業務活動等で得たデータ等の記録保存及び厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為等を行ってはならない。

(職場環境の整備)

第10条 役職員等は、業務活動等の実施に当たり責任ある行動と不正行為の防止を図るためには公正な業務遂行を重視する職場環境の確立が重要であることを自覚し、所属する部署における職場環境の質的向上に積極的に取り組まなければならない。

(利益相反)

第11条 役職員等は、業務活動の実施に当たり、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、適切に対応しなければならない。

(行動規範)

第12条 役職員等は、次の各号に掲げる規範に従い行動しなければならない。

1. お客様に対して
 - ① 法令および契約を遵守するとともに、デジタル化社会における安全性を確保し、お客様のニーズを尊重したサービスを提供するよう努めること
 - ② サービスの提供、アフターサービスにおいては、お客様に対し、各サービスに関する情報提供を適切かつ迅速に行うとともに、お客様のご要望、ご相談に誠実、迅速かつ的確にお応えすること。
2. 株主様に対して

透明性の高い情報提供を約束し、財務情報のみならず非財務情報（ESG 等）の開示にも努め、株主様に対する説明責任を全うすること

3. 従業員に対して

- ① 個人の基本的人権と多様な価値観（性的指向・性自認等を含む）、個性、プライバシーを尊重し、差別的言動、暴力行為、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント、セクシャルハラスメント、いじめ等の人格を無視する行為を行わない
- ② 自らの成果領域と責任権限に基づき業務を遂行する。また、能力向上のために自己研鑽に努める。
- ③ 良識を兼ね備えた、自立した社会人としての責任をもって行動するよう努める。
- ④ 創造的、効率的かつ安全で快適な職場環境を実現するよう努める。
- ⑤ 清潔な職場環境を維持し、労働災害の防止に努める。また、自らの健康づくりに努める。

4. 営業活動・デジタル対応において

- ① 誠意をもって全てのお客様に公正かつ公平に接し、適切な条件で取引を行うこと
- ② 法令遵守はもとより、健全な商慣行、社会通念に従った営業活動を行うこと。
- ③ 第三者に関する情報は正当な方法で入手すること。また、サイバーセキュリティに万全を期し、所定の手続を経ないでこれらを漏洩しないこと
- ④ 個人情報を保護し、最新の法令に基づき、AI 等の新技術を利用する際は倫理的妥当性を考慮した適正な方法で行うこと

5. 開発・技術活動において

- ① お客様の立場に立って、製品等に関する品質保証責任を果たし、製品安全を確保すること。
- ② 先進的な研究開発を進め、技術力の向上と技術基盤の整備に努めること。また、蓄積された技術の継承に努めるとともに、技術環境の変化に的確に対応し、最新の技術を設計、生産等に活用すること。
- ③ 知的財産権のみならず、データ利活用における倫理的責任を自覚し、社会に害を及ぼす技術利用を排除すること。

6. 適正な会計

- ① 会計情報を正確に記録し、不適正な会計処理、誤解を与える会計報告を行わないこと。
- ② 会計情報を迅速かつ正確に開示できるよう、経理システムの維持、改善に努めること。

7. 社内情報・会社財産の尊重

- ① 在職中または退職後を問わず、会社情報を所定の社内手続を経ないで開示、漏洩しないこと。

- ② 在職中または退職後を問わず、会社情報を不適正に利用することにより、会社に損害を与える、あるいは自己もしくは第三者の利益を図ることをしないこと。
- ③ 入社前に知得した第三者の情報で、当該情報につき守秘義務を負っている場合、当該第三者の情報を会社に開示しないこと。
- ④ 個人情報を保護し、その収集、利用、管理にあたっては、適正な方法で行うこと。
- ⑤ 未公表の会社情報に基づき、インサイダー取引を行わないこと。
- ⑥ 会社財産を私的に流用しないこと。
- ⑦ 会社支給の IT 機器やネットワークを私的に流用せず、情報漏洩の防止に努めること。

8. 知的財産権の尊重

- ① 事業競争力の強化のため、知的財産権を積極的に獲得し、活用すること。
- ② 職務発明、職務考案、意匠の職務創作、プログラムその他の著作物の職務著作、に関する職務創作についての出願権または知的財産権は会社に帰属することを定めた諸規程を理解し、遵守すること。
- ③ 第三者の正当な知的財産権を業務上使用する場合は、その知的財産権を尊重すること。※知的財産権：特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、回路配置利用権、営業秘密（取引上のシークレット、ノウハウ）等を意味する。

9. 不適切な契約、支出の禁止

- ① 政府機関（地方公共団体、特殊法人等、外国の政府機関を含む）およびその職員（元職員を含む）、政治家（候補者を含む）等に対し、法令および健全な商慣行に反し、報酬、接待、贈物その他形態の如何を問わず、利益の提供を行わないこと。
- ② 代理店等を使用する場合、事前にその報酬等につき、合理的に取り決める。報酬の支払につき法令上の規制がある場合には、当該法令に従うこと。
- ③ お客様への接待や、贈物その他商取引上の儀礼の提供にあたっては、法令遵守はもとより、お客様の制定している方針を尊重すること。
- ④ サプライチェーン全体を通じた人権侵害や環境破壊に加担するような取引を行わないよう努めること。

10. 広報・広告活動において

- ① 客観的事実に基づき誠実に広報活動を行うこと。
- ② 社外広報活動においては、関係する地域のお客様、投資家、地域社会からの正しい理解を得るために適切な方法を選定すること。
- ③ 新聞・雑誌・テレビ等の報道関係者や投資家、金融機関等と接触し情報を開示する場合は、事前に上長の了解を得ること。
- ④ お客様に対し、会社の知名度向上を図り、また、会社に対する人々の好意と信頼を獲得することにより、健全な事業発展と販売促進のための環境作りを行うこと。

と。

- ⑤ 他を誹謗したり、品位の劣る表現を用いたりすることによって、自らの優位性を強調しないこと。
- ⑥ 政治・宗教等については広告表現の対象とせず、また、人種差別、障害者差別等を想起させ、人間の尊厳を傷つけるような表現を用いないこと。

（コンプライアンス違反行為の処理）

第13条 管理者は、コンプライアンス違反行為の疑いがあると判断した場合には、速やかに事実関係を調査し、その事実が法令上の違反行為に該当するか検証し、必要な場合には速やかに改善措置を講ずる等適切に対処しなければならない。

- 2 管理者は、前項の調査によりコンプライアンス違反行為となる事実が認められたときは、速やかに当該事実を責任者及び社長に報告しなければならない。
- 3 管理者は、コンプライアンス違反に関連する情報の分析等により、再発防止又は未然防止のための措置を速やかに講じ、その内容を委員会及び役員会に報告しなければならない。

（コンプライアンス実践計画）

第14条 コンプライアンス実践計画は、別紙のとおりとし、役員会は、毎年度、内部規程の整備、職員研修計画及びモニタリング等を内容とする具体的なコンプライアンス実践計画を策定する。

（コンプライアンス指導指針）

第15条 委員会は、役職員等が遵守すべき法令等の解説、モニタリングの方法、違法行為を発見した場合の対処方針を網羅し、平易かつ適切に規定するコンプライアンス指導指針を策定し、役職員等に周知させなければならない。

（研修）

第16条 社長は、コンプライアンス態勢を徹底するため、役職員等を対象とした法令基礎研修その他の研修を実施する。

- 2 前項の研修は、統括部門が所管する。

（法令情報の収集・提供）

第17条 統括部門は、法令等の制定又は改廃の動向の把握に努め、有用な情報を提供しなければならない。

- 2 担当者は、他の部門にも有用と思われる情報を取得したときは、統括部門に報告し、情報の共有に努めなければならない。

- 3 管理者及び担当者は、収集した情報を適切に管理し、内容を分析し、法令等違反行為の未然防止又は再発防止を含むコンプライアンスの改善に役立てなければならない。

(記録等の管理)

第18条 委員会は、コンプライアンスに関する記録又は文書の種類、作成の要否、保管場所、保管期間、アクセス方法、アクセス権限、廃止方法等の管理基準を必要に応じて定める。

- 2 管理者及び担当者は、前項の管理基準に基づき、コンプライアンスに関する記録又は文書を管理しなければならない。

第4章 違反行為への対応と内部通報

(内部通報等)

第19条 株式会社レキオスは、改正公益通報者保護法に基づき、法令等違反行為に関する内部通報及び相談制度を構築する

- 2 会社は、通報対応業務従事者を指定し、通報者の匿名性を厳格に保護しなければならない。
- 3 役職員等が通報又は相談を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行うことを禁止し、万一不利益が生じた場合は速やかに救済措置を講じる。
- 4 前三項の運用については、別に定める「内部通報規程」による

第5章 監査及び規程の見直し

(監査)

第20条 社長は、コンプライアンス監査担当者を任命して、少なくとも毎年1回、最新の法令適応状況を含む遵守状況について監査を行わなければならない

(規程の見直し)

第21条 本規程の改廃は、役員会が決定する

附 則 （施行期日） この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

（改訂） この規程の改訂版は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。